ようこそ小鹿野町へ！

第3回 移住相談員・本（もと）協力隊員の移住者インタビュー

小出杏子さん

今回は、2年前にUターンした小出杏子さんのインタビューです。

小出さんは、現在、ミューズパークにあるカフェで働いています。そして、おがのゲストハウスの北川愛子さん率いる『おがの探検隊(小鹿野町の魅力を再発掘するチーム)』で一緒に活動する私の仲間でもあります。

―小出さんに、小鹿野町を出ようと思った理由やこれまでの経験を伺いました。

「三人姉妹の真ん中として小鹿野町に生まれ育ち、美術大学への進学を機に東京に出ました。町を出た時は、閉ざされた狭い盆地から広い世界に飛び出したいという気持ちでした。東京では、水を得た魚のように生活を謳歌していたと思います。大学卒業後、様々な仕事に就きました。町に戻る前は、求人情報をきっかけに引っ越した小豆島で、宿の仕事をしていました。」

「小豆島に住んでいた時、同じ"地方"として無意識に島と小鹿野を比較し、文化の違いについても考えていました。島で人々の温かさに触れるうちに、改めて地元の家族や友人の大切さを実感し、次第に、町に戻ることを考えるようになりました。」

―ご実家もちょうどリフォームしたタイミングだったこともあり、戻ってくることを決意した小出さん。今の想いもお聞きしてみました。

「いざUターンしてからは、昔と変わらないなとがっかりすることもあれば、当時は自覚がなかった『こういう大人の方が町を守ってくれていたんだ』という有り難さに気づくこともあります。習い事の先生やミニバスのコーチ、近所の方や友達のお父さんやお母さん。自分もそういう方々のように、町や町民のために何かしたいという想いは持っています。」

小出さんのように、より広い世界を求めて、町外に出る若者は多いでしょう。町では、地元企業の魅力を若者に知っていただく取組を始めています。また、進学や就職を機に転出したとしても、いつか戻ってきたいと思える町を目指すことも重要です。そのためには、町で過ごす小・中学生、高校生時代から多様な価値観に触れてもらうことも有効ではないでしょうか。Uターン者の皆様にも、ご自身の経験を町の子どもたちに語っていただくような機会があると良いですね。

地域おこし協力隊　本 奈代子

問合せ●おがの移住相談窓口☎75-1238(小鹿野庁舎・総合政策課内)

転入者と新婚世帯の民間賃貸住宅家賃を助成します！

町では、より多くの人に小鹿野町で住み、暮らしていただくため、新たに町に転入された人や、新婚世帯の家賃を最大で月1万円助成します。

対象●平成29年4月以降に民間賃貸住宅(町営、県営住宅等以外)に入居した人で、次のいずれかの条件に該当する人

①町外から賃貸住宅に直接転入した単身者(満45歳以下)
②町外から賃貸住宅に直接転入した若年世帯(世帯員全員が満45歳以下)
③町内在住の新婚世帯(婚姻した日から2年以内かつ賃貸住宅入居後2年以内で、世帯員全員が満45歳以下)
※ただし、平成31年1月1日現在その賃貸住宅に住所のある人に限ります。
※その他対象にならない場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

助成金額●1万円/月(家賃の額が1万円に満たない場合はその額)※平成30年1月～12月に支払った家賃が対象となります。

交付期間●最初の助成対象月から2年以内

申請期間●1月15日(火)～2月15日(金)

必要書類●
①民間賃貸住宅家賃助成金交付申請書
②世帯員全員の住民票及び戸籍謄本
③町税等納税証明書(国保税含む)
④賃貸契約書の写し(昨年度に引き続いての申請であり、契約の更新等が発生していない場合は不要です。)
⑤その他町長が必要と認めた書類
※申請の流れや申請書は、小鹿野庁舎・総合政策課又は小鹿野町ホームページでご覧になれます。
https://www.town.ogano.lg.jp/kurashi-tetsuzuki/sumai-sien/sumai-sien/tintai-yatin-jyoseikin/

申込&問合せ●ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。
小鹿野庁舎・総合政策課☎75-1238

こども医療費・ひとり親家庭等医療費を助成します！

①こども医療費支給制度

18歳以下のお子さんの医療費の一部を助成しています。ただし生活保護受給者、ひとり親家庭等医療費受給者、重度心身障害者医療費受給者、児童福祉施設入所者等に該当の人は除きます。

対象●小鹿野町在住の18歳以下の児童

助成期間●児童が満18歳の誕生日を迎えた最初の3月31日まで

②ひとり親家庭等医療費支給制度

18歳以下のお子さんを育てているひとり親家庭等の医療費の一部を助成しています。ただし保護者又は扶養義務者に一定の所得がある場合は対象にならない場合があります。

対象●ひとり親家庭の父子又は母子、両親がいない児童とその養育者、父又は母に一定の障害のある家庭の母子又は父子

助成期間●児童が満18歳の誕生日を迎えた最初の3月31日まで

その他●①②とも申請内容に変更があった場合は、受給資格証と印鑑を持って住民課までお越しください。

- 加入健康保険の変更があったとき
- 町内で転居したとき
- 保護者が児童と別居したとき
- 保護者又は児童の氏名を変更したとき
- 受給資格証を紛失したとき

問合せ●小鹿野庁舎・住民課 子育て包括支援室
☎75-4101

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を行っています

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度とは、母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の人の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

貸付を申請できる人

①20歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の母及び父子家庭の父
②父母のない20歳未満の子
③寡婦(一部所得制限があります。)
④離婚等で配偶者のいない40歳以上の女性であって、①又は③以外の人(一部所得制限があります。)
⑤①及び③に該当する人の子(修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ)
※詳しくはお問い合わせください。

問合せ●秩父母子・父子福祉センター
☎22-6237(秩父福祉事務所内)
小鹿野庁舎・住民課 子育て包括支援室
☎75-4101

除雪にご協力ください～小鹿野町・秩父県土整備事務所からのお願い～

町で管理している町道等及び秩父県土整備事務所で管理している国道・県道において、降雪時には地元の建設業者が昼夜を問わず除雪を行いますので、以下の点についてご協力をお願いいたします。

■出入口の除雪にご協力をお願いします。
玄関や車庫前など出入口に、重機で除雪した雪がどうしても残ってしまうことがありますが、皆さんのご協力をお願いします。また、ご近所など地域で助け合いをお願いします。
■私有地の樹木は日頃から手入れをお願いします。
樹木が雪の重みで倒れ、道路をふさぐことがあります。日頃から庭木や樹木、特に竹林の手入れをお願いします。
■不要不急の外出を控えてください。
■路上駐車はしないでください。
■通学路など歩道の除雪について、地元のご協力をお願いします。

特に、国道の除雪の状況については、小鹿野町の安心・安全メール(防災無線)で配信します。また、路面状況については、秩父県土整備事務所のホームページでライブ映像もご覧になれますので、そちらも参考にしてください。

除雪作業時にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ●両神庁舎・建設課☎79-1204
秩父県土整備事務所・
道路相談担当
☎22-3715

安心・安全メールの登録はコチラから⇨